

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年7月23日

【会社名】 内外トランスライン株式会社

【英訳名】 N A I G A I T R A N S L I N E L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 常 多 晃

【本店の所在の場所】 大阪市中央区安土町三丁目5番12号

【電話番号】 06-6260-4710

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 三 根 英 樹

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区安土町三丁目5番12号

【電話番号】 06-6260-4800

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 三 根 英 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年7月15日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社連結子会社NTL-LOGISTICS(INDIA) PRIVATE LIMITED（インド・ニューデリー）（以下NTL-INDIA）における回収遅延売掛金について、回収に要する期間が当初見込みより長期に及ぶ見通しとなったことから、貸倒引当金274百万円を計上することとなり、平成26年12月期第2四半期連結決算において貸倒引当金繰入額274百万円（販管費）が発生いたします。

上記の事象によりNTL-INDIAにおいて回収遅延売掛金に対し貸倒引当金を計上したことに伴い、同社にかかるのれんの回収可能性を検討した結果、のれん償却額294百万円を当平成26年12月期第2四半期連結決算において特別損失として計上いたします。

上記の事象により当社が所有するNTL-INDIAにかかる関係会社株式約500百万円の評価損を、当平成26年12月期第2四半期個別決算において特別損失として計上いたします。

当社は、平成21年9月1日、東京地裁に対して、当社基幹システム開発元を相手に債務不履行による既払い金返還請求訴訟を提起しておりましたが、平成26年6月26日に同地裁で判決があり、たいへん遺憾ながら、第1審においては当社の主張は認められないことになりました。当該判決については、当社は上級審にて争う手続をとっておりますが、会計上は保守的見地から、当第2四半期連結決算及び個別決算において、貸倒引当金繰入額90百万円を特別損失として計上いたします。

また、当社は上記訴訟に関し、開発元より残存経費の支払請求訴訟を提起されておりましたが、当該訴訟についても平成26年6月26日東京地裁判決は当社の主張を受け容れないものとなりました。これも上記同様上級審にて争う手続をとっておりますが、当該判決を受けて、保守的見地より当第2四半期連結決算及び個別決算において、訴訟損失引当金繰入額82百万円を特別損失として計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

以上の結果、当平成26年12月期第2四半期連結決算及び個別決算に与える影響は下記のとおりであります。

（連結決算）

上記（2）の事象により販管費が274百万円増加すること、（2）及びの事象による特別損失467百万円の

計上により742百万円の損失が発生いたします。

（個別決算）

上記（2）及びの事象により特別損失672百万円が発生いたします。

以上